

『PTA 団体傷害保険』と『PTA 賠償責任保険』について

PTA が主催・共催する行事中の教師・児童・PTA 会員の不測の傷害事故を補償する『PTA 団体傷害保険』と、教師・児童・PTA 会員が負担する賠償責任事故を保証する『PTA 賠償責任保険』に今年度も加入いたしました。(2022 年 5 月 20 日~2023 年 5 月 20 日までの 1 年間)

1. 『PTA 団体傷害保険』(保険対象者:教師、児童、同居の親族全員)

PTA が主催・共催する行事参加中(自宅と行事会場との往復途中を含む)に PTA 会員、児童、教師が事故によって被害を被った場合

- | | |
|-----------|---------|
| ① 死亡、後遺傷害 | 170 万円 |
| ② 入院日額 | 2,500 円 |
| ③ 通院日額 | 1,500 円 |

2. 『PTA 賠償責任保険』(保険対象者:児童、PTA 会員)

PTA 活動中の児童、PTA 会員が第三者に損害をあたえ、法律上賠償責任を負った場合に適用されます。

(自動車、原動機自転車によるものは対象外。)

例:①PTA 主催の講演会で係員をしていた PTA 役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人が出た

②PTA 主催の音楽コンサートで太鼓を借り、その太鼓を運搬中誤って壊してしまった。

【1、2 とも自然災害や子供同士の喧嘩等は保険適用対象外です。】

3. 保険の請求方法

事故が発生

① 事故が発生したら、当事者が学校と保険会社に連絡してください。

(学校を通じて PTA 会長に連絡が入ります。)対象事故であれば、保険請求書類が届きます。

(保険の対象に当てはまるかどうかの判断は、保険会社が本人の事故報告を聞いたうえで致します。)

※保険は細かい規約等によって出ない場合もございます。事故には十分注意していただき、お手持ちの保険とあわせて、ご活用ください。

② 事故当事者は受け取った書類に必要事項を記入・必要書類を添付し郵送してください。

③ 事故当事者が保険金を受け取ります。

4. 連絡先

東京海上日動火災保険 代理店

有限会社エルム総合保険

電話:042-721-3090 FAX:042-721-3087

担当者:村上さん(携帯:090-8870-2465)

5. 「まちとも」でのケガについて

「まちとも」で保険に加入しているため、町田市への問い合わせになります。

連絡先:町田市子ども生活部 児童青少年課 042-724-4097